

【資料】地域協議会に代わる組織の在り方について

R7.1.22 第5回浜益区地域協議会資料

検討項目	検討の際に考慮する事項	事務局案
機能	現在の地域協議会が持つ機能をそのまま残す	<p>■市長その他の機関から諮問された事項について答申し、又は協議会が必要と認める事項について答申し、又は協議会が必要と認める事項について審議し、市長その他の市の機関に対し意見・要望を行うことができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地域内（浜益）の施策及び事業に関する事項 ・市が処理する当該地域（浜益）の事務に関する事項 ・当該地域（浜益）の住民との連携強化に関する事項 ・前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 <p>■市長は、次に掲げる事項であって当該地域（浜益）に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならぬ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域自立促進市町村計画に関する事項 ・地域振興のための基金の活用に関する事項 <p>■市長その他の市の機関は、前項の答申又は意見・要望を尊重し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるよう努めるものとする</p>
組織	構成 審議会としての位置づけ	<p>■次に掲げるものから市長が委嘱（現状は15人以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜益地域に居住する者の中から市長が公募したもの ※公募 ・浜益地域の自治会を代表する者 ※浜益区自治会連合会 ・浜益地域の農業並びに商工業等従事者 ※農協・漁協・商工会など（居住地は問わない）
会議	委員が参加と 議論をしやすく	<p>■必要な都度、会長が協議会を招集 ←審議事項が発生した場合に会議を開催</p>
名称	簡単かつわかりやすく	<p>■「浜益地域協議会」</p>